

平成 27 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代表者名 代表取締役社長 竹下 俊弘
(コード番号: 7824 名証セントレックス)
問合せ先 経営企画室長 安坂 健太郎
(電話番号 03-5510-7708)

(再訂正) 「(訂正) 『第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及び
コミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ』
の一部訂正について」の一部訂正について

当社は、平成 27 年 3 月 9 日付「(訂正) 『第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ』の一部訂正について」(以下、「当該訂正開示」といいます。)にて、第 4 回新株予約権の割当予定先に係る反社会的勢力等に関する調査過程結果等について、開示内容の訂正を行い、また、当該訂正をするに至った詳細な経緯を改めて報告するとお知らせいたしました。

その後、平成 27 年 5 月 20 日付「第三者委員会設置に関するお知らせ」にて開示の通り、当社は当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し、当該訂正開示及び当社の平成 26 年 3 月期以降に行われた外部へのファイナンシャル・アドバイザー報酬の支払、借入金及び新株予約権行使に関する事項、当社子会社である株式会社オプトガイアを通じた業務提携先への資金拠出等の当社が開示した内容について調査を進め、平成 27 年 7 月 30 日に同委員会の「調査報告書(最終報告)」を受領いたしました。

当社は、本調査報告において有価証券届出書等で訂正を要すると認定された事項について検討した結果、平成 27 年 7 月 1 日付「第三者委員会からの調査報告書(中間報告)の受領に関する当社の対応方針等について」のとおり、全ての指摘事項について訂正することとし、訂正すべき事項を次の分類で訂正することといたしました。

- ① 当該訂正開示及びこれに係る同日付の訂正届出書の再訂正(平成 26 年 2 月 27 日公表の第三者割当による第 4 回新株予約権の募集時の反社会的勢力等に関する調査結果等の訂正の再訂正)
- ② 前①以外の平成 26 年 2 月 27 日公表の第三者割当による第 4 回新株予約権の募集に係る開示資料及びこれに係る同日付の届出書の訂正並びに平成 25 年 12 月以降の当社の開示資料全般を見直した結果による訂正
- ③ 過年度決算における会計処理の訂正

まず、①の再訂正については、本開示資料にて、開示いたします。

また、②に関する訂正は平成 27 年 8 月 28 日付「(訂正) 平成 25 年 12 月から平成 27 年 6 月までの当社の適時開示資料の一部訂正について」にて開示しております。

なお、③については、平成 27 年 7 月 31 日に平成 26 年 3 月期の有価証券報告書及び平成 27 年 3 月期の第 1 四半期から第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出し、平成 27 年 8 月 5 日に平成 27 年 3 月期第 1 四半期から第 3 四半期までの四半期決算短信の訂正を開示しております。

記

(文中の肩書きは当時)

1. 平成26年2月27日付の有価証券届出書および適時開示資料(第三者割当による第4回新株予約権の募集)において事実と異なる反社会的勢力等に関する調査結果を開示した経緯

当社は、平成26年2月27日付の第三者割当による第4回新株予約権の募集に係る開示資料等において、割当予定先であった合同会社社会社コンシェルジュの反社会的勢力等に関する調査を第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー、所在地:東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号代表取締役:荒川一枝)に依頼し、その調査結果として当該割当予定先の主要株主が反社会的勢力や違法行為との関わりを示す情報に該当ありとの報告を受領しながら、「当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした」と開示を行っておりました。その経緯は以下のとおりです。

(1) 割当予定先選定の経緯と信用調査会社からの中間報告、最終報告の受領

当社は平成25年11月より、第三者割当による第4回新株予約権の割当予定先として「アンビシヤス企業グループ」(「合同会社社会社コンシェルジュ」及び「グランアンビシヤス投資事業有限責任組合(1号、2号)」を含む企業グループのこと)を検討し始めました。

そこで当社は、両社が反社会的勢力との関わりがないことを確認するために、反社会的勢力調査を開始いたしました。当社は、平成25年11月15日に第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に対し、合同会社社会社コンシェルジュの代表取締役福田徹氏、平成25年11月22日に、グランアンビシヤス投資事業有限責任組合(1号、2号)の無限責任組合社員である志夢合同会社及び関連会社である株式会社アンビシヤスグループ(代表取締役 児島幸恵)の調査を依頼いたしました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。

その調査結果として、平成25年11月25日に株式会社トクチョーより、合同会社社会社コンシェルジュ及び福田徹氏の中間報告(反社ルートチェック(警察関連データベースの照会))の結果が「該当無し」である旨の報告書を添付したメールの連絡を受けました。また、平成25年12月3日には株式会社志夢及びアンビシヤスグループの中間報告(反社ルートチェック)の結果、「該当無し」である旨の報告書(以下「12/3 報告書」といいます。)を添付したメールの連絡を受けました。

平成25年12月9日には、合同会社社会社コンシェルジュの内偵調査を含む最終報告書が到着し、合同会社社会社コンシェルジュの役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。そこで当社は、同日、臨時取締役会を開催し、合同会社社会社コンシェルジュ及びグランアンビシヤス投資事業有限責任組合を基本的な割当予定先として、第4回新株予約権の準備をすることについて決議いたしました。

平成25年12月17日には株式会社トクチョーより株式会社アンビシヤスグループ他の内偵調査を含む最終報告書(以下、「12/17 報告書」といいます。)が添付されたメールの連絡を受けました。「12/17 報告書」には、株式会社アンビシヤスグループ及びその代表取締役である児島幸恵氏については、警察関連データベースのチェックでは反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。しかしながら、同内偵調査によると、株式会社アンビシヤスグループは、逮捕・実刑を受けたA氏が実質経営者であり、株式会社アンビシヤスグループの大株主である志夢株式会社の取締役にA氏の子息2名等が就任していること等からもそれがわかること、株式会社アンビシヤスグループの親会社及びA氏が逮捕された行為の内容やその社会的影響、反市場勢力及び反社会勢力との関与に係る調査結果、の記載がありました。そして結論として、児島氏本人には問題は無いが、A氏の傀儡であることから増資の引受先としては適格とは言えないとされておりました。

アンビシャスグループの実質経営者とされた「A氏」は、当時別名を名乗り、当社取締役及び当社執行役員と面識がありました。当社取締役及び当社執行役員は、「A氏」をアンビシャス企業グループの「B氏」として紹介を受けておりましたが、「12/17 報告書」受領時には「A氏」と「B氏」が同一人物であるとの認識がありました。また、当社代表取締役も「B氏」と面識があり、受領後まもなく「A氏」と「B氏」が同一人物であるとの認識がありました。したがって、当社の代表取締役、取締役及び当社執行役員は、「A氏」がアンビシャス企業グループに関与していることについても知っておりました。

(2) 「12/17 報告書」の隠蔽

株式会社トクチョーから、株式会社アンビシャスグループが引受先として適格ではないとする「12/17 報告書」を受領したのを受けて、当社執行役員は、報告書のA氏に関わる記述を削除し、児島氏についての記述のみを残すという、株式会社トクチョーが後に、「結論がクロからシロへ変わっている」と評する程の大幅な文章の削除をした修正案を作成し、平成 25 年 12 月 24 日に株式会社トクチョーに対して送付いたしました。この削除の内容は、当社の代表取締役及び管理担当取締役の 2 名も知っておりました。それに対して、平成 25 年 12 月 25 日に株式会社トクチョーより、当社執行役員の作成した修正案について応じられず、「12/17 報告書」を最終版とする旨の連絡を受けました。

平成 25 年 12 月 26 日、当社執行役員は株式会社名古屋証券取引所からの事前相談にかかる資料提出依頼に応じ、株式会社トクチョーの報告書を提出しましたが、その際、最終版である「12/17 報告書」ではなく「12/3 報告書」を提出いたしました。そして平成 26 年 1 月には、当社執行役員は株式会社名古屋証券取引所に対し、グランアンビシャス 2 号投資事業有限責任組合を引受先候補から外す旨をお知らせし、反社会性に問題のないとされた合同会社社会社コンシェルジュを引受先候補として残すこととしました。しかし、株式会社アンビシャスグループの資料によれば、志夢株式会社は合同会社社会社コンシェルジュの親会社であり、株式会社アンビシャスグループは合同会社社会社コンシェルジュのグループ会社であること、また、株式会社アンビシャスグループは、第三者割当による第 4 回新株予約権の募集の資金使途である M&A の対象会社の譲受元等であったことから、依然として反社会性の問題は残っておりました。

平成 26 年 2 月 6 日には株式会社名古屋証券取引所より、当社が株式会社アンビシャスグループの中間報告（反社ルートチェック）の部分のみ株式会社名古屋証券取引所に提出していたので、株式会社アンビシャスグループに係る内偵調査の実施の有無及び行っておればその結果（行っていなければその理由）を提出するよう指示されております。この照会に対し、当社執行役員は「もともと引受先候補であったためいったん調査をかけましたが、引受先が合同会社社会社コンシェルジュのみとなったためそれ以上（12/3 報告書以上）の調査を行いませんでした」と事実と異なる回答をし、「12/17 報告書」を提出しませんでした。そして、この回答は当社の代表取締役及び取締役にも同報メールで送信されておりました。

(3) 会社としての協議・対応

アンビシャス企業グループの反社会的勢力調査の問題に関して、会社としてその調査結果を検証したこと及び当社取締役会で協議されたことはありませんでした。平成 26 年の第三者割当による第 4 回新株予約権の募集当時は有価証券届出書及びそれに係る開示書類については、当社執行役員が当社顧問弁護士の事務所内で作成業務を行っており、当社執行役員からは常に他の取締役らに同報メールで情報が送信されていましたが、当社執行役員以外は細かい資料等を確認していませんでした。また、当社の取締役会の構成メンバーに対して、当社の取締役及び執行役員からは「12/17 報告書」の問題が解決できないまま作業が進んでいることの報告も無く、また、「12/17 報告書」の内容を知っていた代表取締役や取締役も報告を求めることもなく、取締役会として適切な対応を取っておきませんでした。

2. 平成 27 年 3 月 9 日付の第 4 回新株予約権の募集に係る有価証券届出書の訂正届出書及び訂正開示で再度虚偽の開示に至った経緯

当社は、平成 26 年 11 月より、平成 27 年 3 月 9 日に開示した第三者割当による新株式の発行及び第 7 回新株予約権の発行のための事前相談を開始していたところ、平成 27 年 2 月 18 日に、株式会社名古屋証券取引所から、①当社が平成 26 年の第三者割当による第 4 回新株予約権の発行決議の際に提出している調査報告書が株式会社トクチョーからの最終の報告書であるか否か、②当社が株式会社トクチョーから受領した報告書に A 氏に係る記載があったか否か、また、調査対象が適格な相手方と言えない旨の記載があったか否かについての照会を受けました。

この照会に対して、当社取締役及び当社執行役員は「12/17 報告書」を提出しなかった合理的な理由を後付けしようとして検討し、事実でない経緯報告書を作成して株式会社名古屋証券取引所に提出しました。その後は、株式会社名古屋証券取引所から受けた度重なる照会に対し、「12/17 トクチョー報告書」を隠蔽した事実を取り繕うために様々な虚偽の記載を重ねて報告しておりました。そして、平成 27 年 3 月 9 日に、当社として虚偽のない最終報告であるとして、経緯報告書を提出致しました。しかしながら、その内容は正確ではありませんでした。まず、株式会社アンビシャスグループの児島氏にヒアリングを行っていないにもかかわらず行ったこととし、既に A 氏が同社に関与していないとする言質を児島氏からとったため、当社の中で「12/17 報告書」の内容に疑義が生じていたことしました。その上で、A 氏に関する記載を削除する意図で作成した「12/17 報告書」の修正案についても、その意図を隠すために「12/17 報告書」の「風評や憶測に関する記載を中心に削除した」こととしました。次に、平成 27 年 2 月または 3 月に入手していた、株式会社トクチョー以外の信用調査会社の調査報告書の入手時期を偽り、株式会社名古屋証券取引所からの照会時には、他の調査会社を使って追加的な調査を行っていたこととし、問題が無いことを確認していたかのように偽りました。また、当社取締役が、A 氏を紹介した公認会計士に対して電話で行ったヒアリングを、訪問して行ったなどとしました。また、当社代表取締役も自身の認識と異なる記述を認識しておりましたが黙認しておりました。

そして、平成 27 年 3 月 9 日、これらに基づく経緯報告書を株式会社名古屋証券取引所に提出すると同時に、この経緯報告書を元に訂正届出書及び訂正開示を作成いたしました。

3. 平成 27 年 3 月 9 日付の第 4 回新株予約権の募集に係る有価証券届出書の訂正届出書及び訂正開示における訂正内容

平成 27 年 3 月 9 日に、当社が、平成 27 年 2 月 27 日付の第 4 回新株予約権の募集に係る有価証券届出書等における反社会的勢力等に関する調査結果等についての記載を訂正した主な内容は、当社は、当時、A 氏と B 氏が同一人物であると疑っていたため、A 氏と株式会社アンビシャスグループの現在の関係等をヒアリングや別の信用調査会社の結果から検証し現在関係がないと判断したこと、また、A 氏等の反社会的勢力への該当について弁護士の見解等から関わりがないと判断したことから、割当予定先として適切であると判断したというものでした。

しかしながら、実際には前述の通り、A 氏と B 氏が同一人物であることの認識や判断に至ったプロセス（調査、検討等）は虚偽であったため、下記の表の通り、平成 27 年 3 月 9 日付で訂正した事項を変更又は削除いたします。

今回再訂正する内容及びその理由 (変更)	平成 27 年 3 月 9 日付訂正の主な訂正内容
当社は、A 氏と B 氏が同一人物であると認識していた。	当社は A 氏なる人物について、当時面識はなかったが、既に面識のあった B 氏について、

	株式会社トクチョーの報告書にある記載に合致する可能性のあるA氏と同じ人物ではないかとの疑念があった。
(削除) 当社取締役が右記の日時において、面談をしていない。	平成 25 年 12 月 20 日頃に、当社取締役が紹介者である公認会計士と面談し「アンビシャスグループに問題がない」と聞き、株式会社トクチョーとは別の調査会社を紹介してもらった。
(削除) 児島氏に対する当社取締役のヒアリングの事実はなく、また既にA氏とB氏が同一人物であるとの認識を持っていた。	平成 25 年 12 月末頃に当社取締役が株式会社アンビシャスグループ代表の児島氏と面談し、児島氏から「A氏とアンビシャス企業グループ及び児島個人とも、現在は、関係を断絶している」との回答をもらった。
(削除) 少なくとも平成 26 年 1 月時点で、株式会社アンビシャスグループに関する調査結果を株式会社トクチョー以外の信用調査会社より受領した事実はなく、また同調査結果を検討した形跡も無い。	児島氏とのヒアリング後、公認会計士に紹介してもらった信用調査会社に調査を依頼し、その際にA氏との関係が現在も継続しているという他社信用調査報告があることを伝えたこと。そしてその調査結果としても反社会勢力等や違法行為にかかわりを示す情報もなく、株式会社アンビシャスグループとA氏の関わりを示す情報にも該当はなかった。
(削除) 顧問弁護士から本件に関してアドバイスは、会社として受けて検討したのではなく、同様に、合同会社社会社コンシェルジュの適格性についても会社として検討した形跡がない。	A氏が反社会的勢力に該当するか否かについて、顧問弁護士と相談し、社内で検討した結果、当社は合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断した。

4. 具体的な訂正の内容

具体的な訂正箇所及び内容は以下のとおりです。

- ① 平成 27 年 3 月 9 日付で当社が開示した、平成 26 年 2 月 27 日付「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」にて訂正した内容【再掲】
- ② 前①が虚偽であったため、今回再訂正して開示する、平成 27 年 3 月 9 日付「(訂正)『第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付新株予約権引受契約締結に関するお知らせ』」の訂正の内容

訂正箇所については、____下線を付しております。

- ① 平成 27 年 3 月 9 日の訂正時の内容【再掲】

訂正箇所 17 頁

6. 割当予定先の選定理由等

- (1) 割当予定先の概要 (平成 26 年 2 月 27 日現在)

① 名称 合同会社 会社コンシェルジュ

訂正前（平成 26 年 2 月 27 日の開示）	訂正後（平成 27 年 3 月 9 日の開示）
<p>※合同会社会社コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。当社としては、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。</p>	<p>※合同会社会社コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社（株式会社トクチョー）に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主である株式会社志夢またはその代表取締役である児島幸恵氏そのものが反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。しかしながら、合同会社会社コンシェルジュの主要株主である株式会社志夢の代表取締役である児島幸恵氏、及び合同会社会社コンシェルジュのグループ企業である株式会社アンビシャスグループについて、逮捕・実刑を受けた関係者（以下「A氏」といいます。）と以前関係があり、現在も当該A氏との関係性が存続しており、実質的経営者であると思われる旨の記載がされており、また当該A氏が、証拠はないが反社会的勢力等と関係を持っているはずであるという風評があることが示唆されておりました。さらに、株式会社志夢の役員にA氏の子息2人が就任しているという記載がありました。その上で、株式会社トクチョーの意見として、「当社及び代表取締役の児島氏は増資引受先として適格な相手方と言うことはできない」との記載がございました。</p> <p>当社はA氏なる人物については、当時面識はありませんでしたが、主に資金使途として記載のある株式会社未咲の株式取得についての社外アドバイザー名目の担当者として、当時から面識のあったB氏について、株式会社トクチョーの報告書にある記載に合致する可能性のあるA氏と同じ人物ではないかとの疑念がありました。そこでまず、平成 25 年 12 月 20 日頃に、当社上代取締役が紹介者である葦澤政男公認会計士の事務所に、アンビシャス企業グループの評価についてヒアリングするた</p>

めに訪問しました。その場において、調査報告書に問題ありとの記載があったことを告げ所見を尋ねたところ、蕪澤政男公認会計士より「私としては、アンビシャスグループに問題があるとは思っていません」との回答を得ましたので、それ以上はあえて、蕪澤政男公認会計士に対して、A氏とB氏の同一人物性については質問をしませんでした。理由としては、当社としてはファイナンスを進めたかったという動機がありましたので、蕪澤公認会計士がアンビシャス企業グループについて問題がないと答えてくれれば、アンビシャス企業グループについての反社性を払拭できるので、そのように答えてもらえるような質問のみしました。

加えて、当社は株式会社トクチョーに記載のあった記載に関する疑念を解消する努力をすべく、平成25年12月末頃当社の上代浩司取締役が児島幸恵氏と面談し、当該記載についてヒアリングを行いました。ヒアリングの結果、児島幸恵氏から、アンビシャス企業グループ及び個人としてA氏と過去に関係はあったが、A氏の逮捕実刑により現在は関係を断絶しているとのお答えを頂戴しました。なお、当時、A氏と同一人物であるという疑念があったB氏に対しての直接のヒアリングは、行っておりませんでした。

さらに、児島幸恵氏とのヒアリング後、当社において、やはりA氏との現在の関係や反社会勢力との関わりあいの有無については、当事者のヒアリングだけではまだ不安が残ると考え、念のため蕪澤政男公認会計士に紹介頂いた、株式会社トクチョー以外の第三者の信用調査会社（株式会社セキュリティ&リサーチ、所在地：東京都港区赤坂 2丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次）に対しても、株式会社アンビシャスグループ及びその代表取締役児島幸恵氏の調査を依頼し、その際にA氏との関係が現在も存続しているという他社調査報告があることをあらかじめお話しした上で、それを前提として調査して頂くように依頼致しました。その調査結果としても、株式会社アンビシャスグループの役員又

は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報も、株式会社アンビシヤスグループとA氏との関わりを示す情報にも該当はありませんでした。

以上の結果を顧問弁護士と相談しましたところ、以下のアドバイスを頂きました。(i) A氏なる人物が反社会的勢力に該当するか否かについて思うに、逮捕・実刑があればすべて反社会勢力と認定されるわけではない。ファイナンスの場合の反社というのは、本来的に暴力団等に加えて反市場勢力を想定している。それは過去に金融犯罪を犯したり、不公正ファイナンスや金融商品取引法系の事件を起こした者やこれから起こしそうな疑いがある者を想定している。会社から資料(株式会社トクチョー報告書及びインターネットの検索によるニュース記事等)を見せてもらったA氏の過去の犯罪は金融犯罪とは思われないので、自分としては反社・反市場勢力とまでは言えないと考える。(ii) A氏と反社会勢力との関わり合いについては、「証拠がない」との記載どおり、推論でしかなく、事実として取り扱う必要はない(iii) A氏と代表取締役の個人的関係も必ずしも根拠が示されていない(iv) 結論としては、株式会社アンビシヤスグループが反社会勢力とまでは言えないと思う。

その上で、当社において検討しました結果、株式会社トクチョーの報告書に記載されていた内容について株式会社アンビシヤスグループの代表取締役児島幸恵氏がヒアリングにおいてA氏との現在の関係を明確に否定したこと、別調査会社の調査においてはA氏とアンビシヤス企業グループとの間で現在も関係があるという他社調査報告があることを前もって説明し、それを前提に調査依頼した結果、他社調査報告の根拠となる事実が発見されなかったこと、フィナンシャルアドバイザーであるファーストメイク・リミテッド株式会社にアンビシヤス企業グループを紹介したのが公認会計士であったこと、合同会社社会社コンシェルジュの代表取締役の福田徹氏は大学の非常勤講師もしており社会的な信用性があること、弁護士の意見からA

	<p>氏は反社会勢力とは言えないと考えたこと、A氏の子息と思われる2名の役員については、A氏が反社会勢力ではない以上、子息も反社会勢力ではないと考えられること等から総合的に判断し、当社は合同会社社会社コンシェルジュ、その親会社、及びその代表取締役児島幸恵氏は、現在A氏との関係性がなく、その他の反社会勢力等との関わりはないものと判断しました。</p> <p>以上から、当社は、合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断致しました。</p> <p>そして当社は、その判断に至ったプロセス（調査、検討等）について、東北財務局及び名古屋証券取引所に報告・相談すべきであったところ一切報告せず、判断した結果のみを有価証券届出書及び適時開示にて開示してしまいました。</p> <p>なお、その後、平成27年3月5日に東北財務局の指導により、B氏がA氏と同一人物ではないか確認するため、平成27年3月5日に当社大村安孝専務取締役がB氏に架電し、A氏と同一人物であるかを直接確認しました。その結果、B氏がA氏であることの確認を得ました。平成26年2月27日付の適時開示の際の判断としては、A氏が反社会勢力ではないという判断であったため、A氏=B氏であったことが判明したとしても、前記のとおり合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断したという結論において現時点でもなんら変わることはございません。また、平成26年2月27日付の適時開示時点におけるA氏の反社会性についても、当社は、上記顧問弁護士の意見から問題ないと考えております。当社としては、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。</p>
--	--

② 今回の再訂正の内容

訂正箇所 1頁

前文1行目

訂正前（平成27年3月9日の開示）	訂正後
当社は、平成25年2月27日付…（略）	当社は、平成26年2月27日付…（略）

(訂正後)

① 名称 合同会社 会社コンシェルジュ

訂正前 (平成 27 年 3 月 9 日の開示)	訂正後
<p>※合同会社会社コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主である株式会社志夢またはその代表取締役である児島幸恵氏そのものが反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。しかしながら、合同会社会社コンシェルジュの主要株主である株式会社志夢の代表取締役である児島幸恵氏、及び合同会社会社コンシェルジュのグループ企業である株式会社アンビシャスグループについて、逮捕・実刑を受けた関係者(以下「A氏」といいます。)と以前関係があり、現在も当該A氏との関係性が存続しており、実質的経営者であると思われる旨の記載がされており、また当該A氏が、証拠はないが反社会的勢力等と関係を持っているはずであるという風評があることが示唆されておりました。さらに、株式会社志夢の役員にA氏の子息2人が就任しているという記載がありました。その上で、株式会社トクチョーの意見として、「当社及び代表取締役の児島氏は増資引受先として適格な相手方とすることはできない」との記載がございました。</p> <p>当社はA氏なる人物については、当時面識はありませんでしたが、主に資金使途として記載のある株式会社未咲の株式取得についての社外アドバイザー名目の担当者として、当時から面識のあったB氏について、株式会社トクチョーの報告書にある記載に合致する可能性のあるA氏と同じ人物ではないかとの疑念がありました。そこでまず、平成 25 年 12 月 20 日頃に、当社上代取締役が紹介者である蕪澤政男公</p>	<p>※合同会社会社コンシェルジュから、当該割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がないとの旨の確認書をいただいております。当社はコンプライアンスの遵守から、第三者の信用調査会社(株式会社トクチョー)に調査を依頼しました。その内容は、対象企業・対象個人に係る各関係機関への行為情報、訴訟歴確認の照会等です。その調査結果として、当該割当予定先の役員又は主要株主である株式会社志夢またはその代表取締役である児島幸恵氏そのものが反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報に該当はありませんでした。しかしながら、合同会社会社コンシェルジュの主要株主である株式会社志夢の代表取締役である児島幸恵氏、および合同会社会社コンシェルジュのグループ企業である株式会社アンビシャスグループについて、逮捕・実刑を受けた親会社及び実質経営者(以下「A氏」といいます。)がおり、「当社(注:株式会社アンビシャスグループ)の実質経営者はレジェンドの実質経営者であるA氏であるため、本人(注:児島氏)はA氏の傀儡ということになる。」「本人(注:児島氏)は……A氏の代わりに社長に就いている」などと記載がなされ、「児島幸恵氏についての反社会的懸念は無いものと判断されたが、A氏は反社会的にも人物的にも懸念を要する人物と判断される……A氏の傀儡である児島幸恵氏についてはA氏の影響下にある人物と認められる」とあり、また当該A氏が、「証拠はないが反社会的勢力等と関係を持っているはずである」という伝聞情報が記載されており、加えて、A氏と詐欺集団と思しき人物との繋がりを示す情報が記載されておりました。</p> <p>他方で、以前A氏が逮捕された時には詐欺容疑及び反社会的勢力との繋がりを当局は捜査したものの、それらに関する証拠は無かった旨報告書に記載されておりましたが、これらを聞き込んだ当局担当者</p>

認会計士の事務所に、アンビシャス企業グループの評価についてヒアリングするために訪問しました。その場において、調査報告書に問題ありとの記載があったことを告げ所見を尋ねたところ、菲澤政男公認会計士より「私としては、アンビシャスグループに問題があるとは思っていません」との回答を得ましたので、それ以上はあえて、菲澤政男公認会計士に対して、A氏とB氏の同一人物性については質問をしませんでした。理由としては、当社としてはファイナンスを進めたかったという動機がありましたので、菲澤公認会計士がアンビシャス企業グループについて問題がないと答えてくれれば、アンビシャス企業グループについての反社性を払拭できるので、そのように答えてもらえるような質問のみしました。

加えて、当社は株式会社トクチョーに記載のあった記載に関する疑念を解消する努力をすべく、平成25年12月末頃当社の上代浩司取締役が児島幸恵氏と面談し、当該記載についてヒアリングを行いました。ヒアリングの結果、児島幸恵氏から、アンビシャス企業グループ及び個人としてA氏と過去に関係はあったが、A氏の逮捕実刑により現在は関係を断絶しているとのお答えを頂戴しました。なお、当時、A氏と同一人物であるという疑念があったB氏に対しての直接のヒアリングは、行っておりませんでした。

さらに、児島幸恵氏とのヒアリング後、当社において、やはりA氏との現在の関係や反社会勢力との関わりあいの有無については、当事者のヒアリングだけではまだ不安が残ると考え、念のため菲澤政男公認会計士に紹介頂いた、株式会社トクチョー以外の第三者の信用調査会社（株式会社セキュリティ&リサーチ、所在地：東京都港区赤坂2丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次）に対しても、株式会社アンビシャスグループ及びその代表取締役児島幸恵氏の調査を依頼し、その際にA氏との関係が現在も存続しているという他社調査報告があることをあらかじめお話しした上で、それを前提として調査して頂くように

の、A氏が要注意人物であり、個人的にもビジネス上においてもA氏と係わりを持つことはお薦めできないとのコメントが記載されておりました。

その上で、株式会社トクチョーの意見として、「A氏の傀儡である児島幸恵氏についてはA氏の影響下にある人物と判断されることから、A氏と同様に「要注意人物」と判断すべきであり、当社（株式会社アンビシャスグループ）及び代表取締役の児島幸恵氏は、増資引受先として適格な相手方とすることはできない」との記載がございました。

アンビシャスグループの実質経営者とされたA氏は、アンビシャス企業グループの「B氏」として、当社取締役及び当社執行役員と面識がありました。しかしながら、当社取締役及び当社執行役員は、同調査報告書受領時には「A氏」と「B氏」が同一人物であるとの認識がありました。また、当社代表取締役も「B氏」と面識があり、受領後まもなく「A氏」と「B氏」が同一人物であるとの認識がありました。したがって、当社の代表取締役、取締役及び当社執行役員は、「A氏」がアンビシャス企業グループに関与していることについても知っておりました。

当社は、上記の調査結果を受領した上で、割当予定先の反社会勢力との関係性について会社として検討することなく、割当予定先が反社会的勢力等と関係がない旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

依頼致しました。その調査結果としても、株式会社アンビシャスグループの役員又は主要株主が反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す情報も、株式会社アンビシャスグループとA氏との関わりを示す情報にも該当はありませんでした。

以上の結果を顧問弁護士と相談しましたところ、以下のアドバイスを頂きました。 (i) A氏なる人物が反社会的勢力に該当するか否かについて思うに、逮捕・実刑があればすべて反社会勢力と認定されるわけではない。ファイナンスの場合の反社というのは、本来的に暴力団等に加えて反市場勢力を想定している。それは過去に金融犯罪を犯したり、不公正ファイナンスや金融商品取引法系の事件を起こした者やこれから起こしそうな疑いがある者を想定している。会社から資料(株式会社トクチョー報告書及びインターネットの検索によるニュース記事等)を見せてもらったA氏の過去の犯罪は金融犯罪とは思われないので、自分としては反社・反市場勢力とまでは言えないと考える。(ii) A氏と反社会勢力との関わり合いについては、「証拠がない」との記載どおり、推論でしかなく、事実として取り扱う必要はない (iii) A氏と代表取締役の個人的関係も必ずしも根拠が示されていない(iv) 結論としては、株式会社アンビシャスグループが反社会勢力とまでは言えないと思う。

その上で、当社において検討しました結果、株式会社トクチョーの報告書で記載されていた内容について株式会社アンビシャスグループの代表取締役児島幸恵氏がヒアリングにおいてA氏との現在の関係を明確に否定したこと、別調査会社の調査においてはA氏とアンビシャス企業グループとの間で現在も関係があるという他社調査報告があることを前もって説明し、それを前提に調査依頼した結果、他社調査報告の根拠となる事実が発見されなかったこと、フィナンシャルアドバイザーであるファーストメイク・リミテッド株式会社にアンビシャス企業グループを紹介したのが公認会計士であったこと、合同会社社会社コンシェルジュの代表取締役の福田徹

氏は大学の非常勤講師もしており社会的な信用性があること、弁護士の見解からA氏は反社会勢力とは言えないと考えたこと、A氏の子息と思われる2名の役員については、A氏が反社会勢力ではない以上、子息も反社会勢力ではないと考えられること等から総合的に判断し、当社は合同会社社会社コンシェルジュ、その親会社、及びその代表取締役児島幸恵氏は、現在A氏との関係性がなく、その他の反社会勢力等との関わりはないものと判断しました。

以上から、当社は、合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断致しました。

そして当社は、その判断に至ったプロセス（調査、検討等）について、東北財務局及び名古屋証券取引所に報告・相談すべきであったところ一切報告せず、判断した結果のみを有価証券届出書及び適時開示にて開示してしまいました。

なお、その後、平成27年3月5日に東北財務局の指導により、B氏がA氏と同一人物ではないか確認するため、平成27年3月5日に当社大村安孝専務取締役がB氏に架電し、A氏と同一人物であるかを直接確認しました。その結果、B氏がA氏であることの確証を得ました。平成26年2月27日付の適時開示の際の判断としては、A氏が反社会勢力ではないという判断であったため、A氏=B氏であったことが判明したとしても、前記のとおり合同会社社会社コンシェルジュが割当予定先として適切であると判断したという結論において現時点でもなんら変わることはございません。また、平成26年2月27日付の適時開示時点におけるA氏の反社会性についても、当社は、上記顧問弁護士の意見から問題ないと考えております。当社としては、割当予定先が反社会的勢力等と関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

5. 上記1. と2. が発生した原因・問題

今回、株式会社名古屋証券取引所より平成26年及び平成27年の二度の第三者割当において、

何度も照会があったにもかかわらず、真実の報告がなされず、正しい開示ができなかった直接の原因について、当社は以下のとおり考えております。

(1) ファイナンスに係る業務及び証券取引所対応業務を、担当取締役及び担当執行役員に実質一任していた点

当時、資金調達の強い必要性に迫られていたことも相俟って、担当取締役及び担当執行役員に大きな役割が委ねられておりました。しかしながら、当社の担当取締役及び担当執行役員は、平成26年の第三者割当による新株予約権の発行の行使から利得を個人的に得ようとし、反社該当性の問題解決を「煩雑」程度の認識でいたことから、株式会社名古屋証券取引所に対して資料隠蔽により形式的な解決を図ろうとしておりました。

また、平成26年の第三者割当時においては、当社代表取締役及び管理部担当取締役は「12/17 報告書」の存在を知っており、メールで同報された内容により、株式会社名古屋証券取引所に対する隠蔽を知り得る立場にありながら、代表取締役についてはE・COOLの出荷停止処分に対応するため、また管理部担当取締役については、管理部人員の減少による決算作業等の業務量の増大により、事態の把握を怠っておりました。

さらに、平成27年の第三者割当時においては、平成26年時の虚偽記載の隠蔽が発覚後も担当執行役員に業務を任せため、本人の隠蔽仕事をさらに隠蔽させる機会を与え、株式会社アンビシャスグループに係る内偵調査報告書を隠蔽した事実を取り繕うために、株式会社名古屋証券取引所への報告については、様々な虚偽の記載が重ねられました。加えて、担当取締役も担当執行役員と共謀しその虚偽を黙認いたしました。そして、当社代表取締役も株式会社名古屋証券取引所より、度重なる矛盾点の指摘がなされていたにも関わらず、継続して当事者に対応を委ねたまま、なんら手当てをしておりませんでした。

(2) 適切な社内手続きを経る意識の欠如

特に、取締役会決議や稟議手続き等の社内手続きを遵守する意識が経営トップ層を含めて希薄であり、それが社内の情報共有化を妨げ、取締役会のチェック機能が働かない原因となり、当事者による情報の隠蔽の見過ごしにつながりました。

(3) 開示業務に関する管理体制の不備ないし形骸化

当社の情報開示に関する業務は平成26年1月以降、担当執行役員が担うこととなりましたが、開示業務を確認する上長ないし組織が存在せず、会社内部において開示書類の内容を確認し、是正する体制等の開示業務に関する管理体制が適切に構築されておりませんでした。このような開示業務に関する管理体制が適切に構築されていなかったことが、不適切な開示を行わせることの大きな要因となりました。

6. 今後の見通し

当社は、平成27年7月30日に、第三者委員会からの調査報告書（最終報告）を受領し、平成27年7月1日付け「第三者委員会からの調査報告書（中間報告）の受領に関する当社の対応方針等について」で開示しましたとおり、この再訂正すべき事項以外にも訂正すべき事項が判明したことに対し、再発防止策の提言を受けております。当社は第三者委員会からご指摘いただいた事項の検討を行い、可能な限り速やかに、再発防止策の具体化と確定を進めてまいります。

特に、情報開示については、既に新しい体制で運用を行い、代表取締役・管理部長及び経営企画室長による適時開示内容の審議を経た上で開示に至るというプロセスに改めております。

また、経営責任を明確にするため、代表取締役の交代と役員報酬の減額を決定しております。

現時点で、実施を予定している再発防止策は以下のとおりです。

(1) 社外取締役の増員

取締役会の監督機能が十分ではなかったため、経営監視機能と業務執行機能を分離し、

業務執行取締役に対する監視機能、牽制機能を強化いたします。現在社外取締役は渡部取締役1名のみとなっておりますが、弁護士等の専門家を1名社外取締役に増員するか、あるいは、社外性・第三者性のある弁護士をオブザーバーとして加えて、取締役会の監視・監督機能の強化を図ります。

(2) 管理部門の強化

取締役会をはじめとするガバナンス機能の強化及びコンプライアンス意識の強化のために、社内規定や社内ルールの改定と運用に対応できる人員を確保します。今後は経理・開示に係る人員を各1名採用し、管理体制に問題が無かった時と同様の人員数まで戻します。

(3) 再発防止策のモニタリング

再発防止策のプロジェクトチームを組成し、進捗状況や課題の精査をすることにより、日常業務における不正に対する適切な措置を実施いたします。

上記以外にも、内部管理体制について改善の必要性が高いと認められた施策については、全社的に実施してまいります。

以 上